

## ○熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則

(昭和 47 年 9 月 27 日規則第 60 号)

**改正** 昭和 49 年 9 月 17 日規則第 50 号 昭和 50 年 3 月 31 日規則第 5 号 昭和 50 年 5 月 31 日規則第 23 号  
昭和 51 年 3 月 31 日規則第 22 号 昭和 51 年 11 月 16 日規則第 50 号 昭和 52 年 3 月 31 日規則第 15 号  
昭和 53 年 3 月 25 日規則第 9 号 昭和 55 年 6 月 21 日規則第 29 号 昭和 60 年 6 月 24 日規則第 34 号  
平成元年 5 月 23 日規則第 36 号 平成 2 年 12 月 22 日規則第 55 号 平成 3 年 2 月 9 日規則第 6 号  
平成 4 年 9 月 21 日規則第 48 号 平成 6 年 7 月 29 日規則第 37 号 平成 7 年 3 月 16 日規則第 4 号  
平成 7 年 9 月 13 日規則第 38 号 平成 9 年 9 月 26 日規則第 49 号 平成 12 年 10 月 16 日規則第 52 号  
平成 14 年 3 月 29 日規則第 22 号 平成 16 年 10 月 1 日規則第 51 号 平成 17 年 3 月 31 日規則第 29 号  
平成 20 年 3 月 19 日規則第 11 号 平成 22 年 3 月 23 日規則第 15 号 平成 23 年 12 月 28 日規則第 41 号  
平成 24 年 3 月 30 日規則第 6 号 令和元年 7 月 1 日規則第 7 号 令和 3 年 7 月 30 日規則第 32 号

〔熊本県公害防止条例施行規則〕をここに公布する。

### 熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県生活環境の保全等に関する条例(昭和 44 年熊本県条例第 23 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ばい煙有害物質)

第 2 条 条例第 7 条第 1 号ウの規則で定める物質は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 窒素酸化物
- (6) ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項に掲げるものをいう。以下同じ。)

(ばい煙発生施設)

第 3 条 条例第 7 条第 2 号の規則で定める施設は、別表第 1 の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものとする。

(いおう酸化物の排出基準)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定によるいおう酸化物の排出基準は、次の式により算出したいおう酸化物の量とする。

$$q=K \times 10^{-3} \text{He}^2$$

〔この式において、q、K 及び He は、それぞれ次の値を表わすものとする。〕

q いおう酸化物の量(単位 温度 0 度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K 別表第 2 の左欄に掲げる区域ごとに同表の右欄に掲げる値

He 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)]

- 2 条例第8条第2項第1号に規定する排出口の高さの補正は、次の算式によるものとする。

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = (0.795 \sqrt{Q \cdot V}) / (1 + (2.58 / V))$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1 / J) - 1)$$

$$J = (1 / \sqrt{Q \cdot V}) (1460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1$$

[これらの式においては、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表わすものとする。

He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 温度15度における排出ガス量(単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)]

(ばいじんの排出基準)

- 第5条 条例第8条第1項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が0度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表第3の第2欄に掲げる施設の種類ごとに同表の第3欄に掲げるばいじんの量とする。

(ばい煙有害物質の排出基準)

- 第6条 条例第8条第1項の規定によるばい煙有害物質(ばい煙特定有害物質を除く。)の排出基準は、温度が0度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表第4の第2欄に掲げるばい煙有害物質の種類及び同表の第3欄に掲げる施設の種類ごとに同表の第4欄に掲げるばい煙有害物質の量とする。

(ばい煙発生施設の設置等の届出)

- 第7条 条例第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定による届出は、ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書(別記第1号様式)によるものとする。

- 2 条例第9条第2項(条例第10条第2項及び第11条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ばい煙の排出の方法

(2) ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所

(3) ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要

(4) 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所

(5) 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

(氏名の変更等の届出)

- 第8条 条例第14条(条例第27条、第40条及び第49条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、条例第9条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場

合にあつては氏名(名称、住所、所在地)変更届出書(別記第2号様式)によるものとし、施設の使用の廃止の場合にあつてはばい煙発生施設(粉じん発生施設、排水施設、騒音特定施設)使用廃止届出書(別記第3号様式)によるものとする。

(承継の届出)

第9条 条例第15条第3項(条例第27条、第40条及び第49条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、ばい煙発生施設(粉じん発生施設、排水施設、騒音特定施設)承継届出書(別記第4号様式)によるものとする。

(ばい煙の排出の制限の適用猶予)

第10条 条例第16条第2項の規定による規則で定める施設は、別表第1の2の項に掲げる施設、同表の6の項に掲げる施設及び同表の9の項に掲げる施設とする。

(ばい煙量等の測定等)

第11条 条例第19条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定は、次の各号に定めるところによる。

(1) いおう酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が0度であつて、圧力が1気圧の状態に換算して毎時10立方メートル以上のばい煙発生施設について、別表第2の備考に掲げるいおう酸化物に係るばい煙量の測定方法により行なうこと。

(2) いおう酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料のいおう含有率の測定は、別表第2の備考に掲げるいおう含有率の測定方法により行なうこと。

(3) ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第3の備考1に掲げる測定方法により行なうこと。

(4) 有害物質に係るばい煙濃度の測定は、別表第4の備考1に掲げる測定方法により行なうこと。

2 前項の測定の結果の記録は、3年間保存しなければならない。

(大気の汚染に係る緊急時)

第12条 条例第21条の規則で定める場合は、別表第5の左欄に掲げる物質について、それぞれ、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときとする。

(粉じん発生施設)

第13条 条例第22条第2号の規則で定める施設は、別表第6の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものとする。

(粉じん発生施設の設置等の届出)

第14条 条例第23条第1項、第3項及び第24条第1項の規定による届出は、粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書(別記第5号様式)によるものとする。

2 条例第23条第2項(条例第24条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 粉じん発生施設の配置図
- (2) 粉じんを処理し、又は粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- (3) 粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類  
(粉じん発生施設の構造等に関する基準)

第 15 条 条例第 25 条第 1 項の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第 7 の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

(排水施設)

第 16 条 条例第 28 条第 2 号の規則で定める施設は、別表第 8 に掲げるとおりとする。

第 17 条 削除

(水素イオン濃度等の項目)

第 18 条 条例第 28 条第 2 号の規則で定める項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水素イオン濃度
- (2) 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
- (3) 浮遊物質
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- (5) フェノール類含有量
- (6) 銅含有量
- (7) 亜鉛含有量
- (8) 溶解性鉄含有量
- (9) 溶解性マンガン含有量
- (10) クロム含有量
- (11) 弗素含有量
- (12) 大腸菌群数
- (13) 窒素の含有量
- (14) りんの含有量

(排水水の排水基準)

第 19 条 条例第 29 条第 1 項の排水基準は、次の各号に掲げる指定工場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める許容限度とする。

- (1) 1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上の指定工場 別表第 10 の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる数値
- (2) 1 日当たりの平均的な排水の量が 20 立方メートル以上 50 立方メートル未満の指定工場 別表第 10 の 2 の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる数値

(排水施設の設置等の届出)

第 20 条 条例第 30 条、第 31 条又は第 32 条の規定による届出は、排水施設設置(使用、変更)届出書(別記第 6 号様式)によるものとする。

2 条例第 30 条第 7 号により規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 排出水の汚染状態及び量

ア 当該指定工場の排水口における排出水の汚染状態(当該排出水に係る排水基準に定められた事項に限る。)

イ その他排出水の汚染状態及び量について参考となるべき事項

(2) 用水及び排水の系統

(排出水の汚染状態の測定等)

第 21 条 条例第 37 条の規定による排出水の汚染状態の測定は、別表第 10 の備考 5 及び別表第 10 の 2 の備考 3 に定めるところによる。

2 前項の測定の結果の記録は、3 年間保存しなければならない。

(水質の汚濁に係る緊急時)

第 22 条 条例第 39 条の規則で定める場合は、公共用水域の一部の区域について、異常な渇水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の基準において定められた水質の汚濁の程度の 2 倍に相当する程度を超える状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。

(騒音に係る特定施設)

第 23 条 条例第 41 条第 1 号の規則で定める著しい騒音を発生する施設は、別表第 11 に掲げるとおりとする。

(騒音の規制基準)

第 24 条 条例第 42 条第 1 項の規定による騒音の規制基準は、別表第 12 のとおりとする。

(特定施設の設置等の届出)

第 25 条 条例第 44 条第 1 項及び第 45 条第 1 項の規定による届出は、騒音特定施設設置(使用)届出書(別記第 7 号様式)によるものとする。

2 条例第 44 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 工場又は事業場の事業内容

(2) 常時使用する従業員数

(3) 特定施設の型式及び公称能力

(4) 特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第 44 条第 2 項(条例第 45 条第 2 項及び第 46 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、特定工場及びその附近の見取図とする。

(特定施設の数等の変更の届出)

第 26 条 条例第 46 条第 1 項の規定による届出は、条例第 44 条第 1 項第 3 号に係る変更にあつては騒音特定施設の種類ごとの数変更届出書(別記第 8 号様式)、条例第 44 条第 1 項第 4 号に係る変更にあつては騒音の防止の方法変更届出書(別記第 9 号様式)によるものとする。

2 条例第 46 条第 1 項ただし書の規則で定める範囲は、条例第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項又は第 46 条第 1 項の規定による届出に係る特定施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の 2 倍以内の数に増加する場合とする。

(特定建設作業)

第 27 条 条例第 50 条の規則で定める著しい騒音を発生する作業は、別表第 13 に掲げるとおりとする。

(特定建設作業の実施の届出等)

第 28 条 条例第 51 条第 1 項の規則で定める地域は、熊本県の区域とする。

2 条例第 51 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書(別記第 10 号様式)によるものとする。

3 条例第 51 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 特定建設作業の種類

(3) 特定建設作業に使用される別表第 13 に規定する機械の名称、型式及び仕様

(4) 特定建設作業の開始及び終了の時刻

(5) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(6) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

4 条例第 51 条第 3 項の規則で定める書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

(特定建設作業に係る騒音の基準)

第 29 条 条例第 52 条第 1 項の規則で定める騒音に係る基準は、別表第 14 のとおりとする。

(特定作業)

第 30 条 条例第 53 条の規則で定める作業は、別表第 15 に掲げるとおりとする。

(特定作業の実施の届出)

第 31 条 条例第 54 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の規定による届出は、騒音特定作業実施届出書(別記第 11 号様式)によるものとする。

2 条例第 54 条第 1 項第 4 号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特定作業の種類

(2) 常時使用する従業員数

(3) 特定作業に使用する機械、器具の名称、型式及び仕様

(4) 特定作業に使用する材料の種類

3 条例第 54 条第 2 項の規則で定める書類は、特定作業に係る施設の配置図とする。  
(特定作業に係る騒音の基準)

第 32 条 条例第 56 条の規則で定める基準は、別表第 12 のとおりとする。  
(特定作業に係る氏名変更等)

第 33 条 条例第 57 条で準用する条例第 14 条の規定による届出は、条例第 54 条第 1 項第 1 号に係る変更にあつては騒音特定作業氏名(名称、住所)変更届出書(別記第 12 号様式)によるものとし、特定作業の廃止の場合にあつては騒音特定作業廃止届出書(別記第 13 号様式)によるものとする。

2 条例第 57 条で準用する条例第 15 条第 3 項の規定による届出は、騒音特定作業承継届出書(別記第 14 号様式)によるものとする。  
(拡声機の使用制限区域)

第 34 条 条例第 58 条第 1 項の規則で定める区域は、次の各号に掲げる施設の敷地の周囲 80 メートルの区域とする。

- (1) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
- (3) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所
- (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム  
(音響機器の使用の制限)

第 35 条 条例第 58 条第 3 項の規則で定める音響機器は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 拡声機
- (2) 蓄音機
- (3) ラジオ
- (4) テレビジョン
- (5) テープレコーダー
- (6) 楽器
- (7) 前各号の機器に類するその他の音響機器

2 条例第 58 条第 3 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 午後 8 時から翌日の午前 9 時までの間は商業宣伝を目的として音響機器を使用しないこと。
- (2) 地上 7 メートル以上の箇所において音響機器を使用しないこと。
- (3) 音響機器を地上 5 メートル以上の高さに設けるときは俯角を 30 度から 45 度までにすること。
- (4) 商業宣伝を目的として、同一場所において音響機器を使用する場合にあつては音響機器の 1 回の使用時間は 10 分以内とし、1 回につき 10 分以上休止すること。

(5) 2個以上の音響機器を50メートル以内の距離に設け、同時に同一の放送をしないこと。

(6) 別表第16で定める時間の区分及び区域の区分における音響機器の音の大きさの許容限度を超えないこと。

3 条例第58条第3項の規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 災害時等における広報宣伝その他公共のために音響機器を使用する場合

(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動のために音響機器を使用する場合

(3) 祭礼、盆踊りその他一般の風俗慣習等に基づく一時的な行事のために音響機器を使用する場合であって、周辺的生活環境を著しくそこなうおそれがないとき。

(深夜における営業の制限)

第36条 条例第59条第1項の規則で定める区域は、別に定める。

2 条例第59条第1項の規則で定める飲食店営業等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる飲食店営業以外の飲食店営業

ア 露天において営む飲食店営業

イ もっぱら仕出しを目的として営む飲食店営業

ウ 事業所又は事務所において、もっぱらその事業又は事務に従事する者に利用させるために営む飲食店営業

エ ホテル又は旅館において、主としてその宿泊客に利用させるために営む飲食店営業

(2) 遊泳場営業

(3) ボーリング場営業

(4) バッティング練習場営業

(5) アイススケート場営業

(6) ゴルフ練習場営業

3 条例第59条第1項の規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 災害時等において炊き出し等を必要とする場合

(2) 祭礼、盆踊りその他一般の風俗慣習等に基づく一時的な行事に伴い営業を営む場合

(公表)

第37条 条例第66条第5項、第81条第2項及び第91条第2項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について、県公報に登載するとともに、必要に応じ知事が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 氏名又は名称

(2) 勧告又は命令の要旨

(3) 勧告又は命令に従わない事実

第 38 条及び第 39 条 削除

(サーチライト等の使用)

第 40 条 条例第 90 条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 祭典等の催物において一時的に使用する場合(営利を目的として、誘客又は宣伝のために行うものを除く。)

(2) 事件、事故若しくは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において人命救助等又は被害の発生若しくは拡大の防止のために使用するとき及び犯罪の予防又は捜査のために使用する場合

(3) 教育、試験又は研究のために使用する場合

(4) 法令の規定により使用する場合

(届出書の提出部数)

第 41 条 条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し 1 通を添えてしなければならない。

2 2 以上のばい煙発生施設についての条例の規定又は 2 以上の粉じん発生施設についての条例の規定による届出は、当該 2 以上のばい煙発生施設又は粉じん発生施設が同一の工場又は事業場に設置されているものであり、かつ、その種類(別表第 1 又は別表第 6 の項ごとの区分をいう。)が同一である場合に限り、その種類ごとに 1 の届出書によって届出をすることができる。

(受理書の交付)

第 42 条 知事は、次の各号のいずれかに係る届出書を受理したときは、受理書(別記第 15 号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。

(1) 条例第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定による届出

(2) 条例第 30 条又は第 32 条の規定による届出

(立入検査の身分証明書)

第 43 条 条例第 93 条第 2 項の証明書の様式は、別記第 16 号様式によるものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 熊本県公害防止条例施行規則(昭和 44 年熊本県規則第 31 号)及び熊本県公害防止条例の規定に基づく特定施設及び規制基準を定める規則(昭和 44 年熊本県規則第 59 号)は、廃止する。

3 別表第 2 の表荒尾市の区域の項中 K の値は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 47 年 12 月 31 日までは、11.7 とする。

4 次の表の左欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排水の汚染状態についての条例第 29 条第 1 項の規定による排水基準は、第 19 条の規定

にかかわらず、昭和47年9月27日から1年6月間は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

項目	業種	許容限度
生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	米粉製造業	260(日間平均200)
	給食場	200(日間平均160)
化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	米粉製造業	260(日間平均200)
	給食場	200(日間平均160)
浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	チップ製造業	330(日間平均250)
備考		
1 検定方法は、排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)第3条の規定に基づき環境庁長官が定める方法による。		
2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。		
3 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。		
4 生物化学的酸素要求量についての基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。		

附 則(昭和49年9月17日規則第50号)

- この規則は、昭和49年10月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に設置されている別表第1の中欄に掲げる施設(設置の工事を行っているものを含む。)については、別表第2の表中Kの値は、昭和49年12月31日まではなお従前の例による。

附 則(昭和50年3月31日規則第5号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月31日規則第23号)

- この規則は、昭和50年6月1日から施行する。ただし、別表第12、別表第14及び別表第16の改正規定は、昭和50年7月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に設置されている改正後の熊本県公害防止条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1に掲げる施設(設置の工事を行っているものを含む。)については、改正後の規則別表第2の規定は、昭和50年7月15日までは、適用せず、同日までのこれらの施設に係るいおう酸化物の排出基準の適用については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に設置され、又は行われている改正後の規則別表第 11 に掲げる施設(設置の工事をしているものを含む。)又は改正後の規則別表第 15 に掲げる作業については、改正後の規則別表第 12 の規定は、昭和 51 年 4 月 30 日までは、適用せず、同日までのこれらの施設又は作業に係る騒音の規制基準の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 51 年 3 月 31 日規則第 22 号)

この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 11 月 16 日規則第 50 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にばい煙発生施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下同じ。)に対する改正後の別表第 2 の規定は、熊本県公害防止条例(昭和 4 4 年熊本県条例第 23 号)第 16 条第 1 項に係る場合にあつては、昭和 51 年 12 月 25 日(同日において次の各号に掲げる施設を設置している者に対しては、当該施設について昭和 52 年 9 月 25 日(同日前に工事が完了した場合にあつては、当該工事が完了した日))までは適用せず、なお従前の例による。
  - (1) 熊本県公害防止条例施行規則(昭和 47 年熊本県規則第 60 号。以下「規則」という。)別表第 1 に掲げる施設に附属する硫黄酸化物処理施設(ばい煙発生施設において発生する硫黄酸化物を排出口から大気中に排出する前に処理する施設であつて、当該ばい煙発生施設において発生する硫黄酸化物の量を排出口から大気中に排出する際に 80 パーセント以上削減する性能を有し、かつ、処理後に排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量が改正後の硫黄酸化物の排出基準に適合するものをいう。)の設置の工事がされている場合における当該ばい煙発生施設
  - (2) 規則別表第 1 に掲げる施設に設けられた排出口(排出口の実高さが 20 メートル未満のものに限る。)の実高さを 20 メートル以上にするための工事がされている場合における当該ばい煙発生施設(中小企業者(中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する中小企業者をいう。)を設置しているものに限る。)
- 3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 52 年 3 月 31 日規則第 15 号)

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月 25 日規則第 9 号)

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 6 月 21 日規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年6月24日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年5月23日規則第36号)

- 1 この規則は、平成元年6月1日から施行する。
- 2 改正後の熊本県公害防止条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1の1の項に掲げるボイラー(以下「ボイラー」という。)のうち昭和60年9月9日以前に設置の工事が着手されたものについては、改正後の規則第4条及び第5条の規定は、当分の間、適用しない。
- 3 昭和60年9月10日以後設置の工事が着手されたボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油をいう。)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、改正後の規則第5条の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 昭和60年9月10日から平成2年9月9日までの間に設置の工事が着手されたボイラーに係る改正後の規則別表第3の規定の適用については、同表の1の項の第4欄に掲げるばいじんの量は、当分の間、0.5グラムとする。

附 則(平成2年12月22日規則第55号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年2月9日規則第6号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成4年9月21日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年7月29日規則第37号)

この規則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則(平成7年3月16日規則第4号)

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に排水施設(熊本県公害防止条例(昭和44年熊本県条例第23号)第28条第2号に規定する排水施設をいう。以下同じ。)を設置し、又は排水施設の設置

の工事をしている工場又は事業場については、改正後の第19条第2号及び別表第10の2の規定は、この規則の施行の日から平成10年3月31日までの間は、適用しない。

附 則(平成7年9月13日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年9月26日規則第49号)

- 1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年10月16日規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は平成13年1月1日から、第2条の規定は同年1月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に設置されている施設(設置の工事がされているものを含む。)については、改正後の別表第3の規定は、平成13年6月30日までは適用せず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に設置されている附則別表の中欄に掲げる施設(設置の工事がされているものを含む。)に係る改正後の別表第3の規定の適用については、同表の右欄に掲げるばいじんの量は、平成13年7月1日から当分の間、附則別表の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるばいじんの量とする。
- 4 この規則の施行の際現に設置されている改正後の別表第1の9の項に掲げるアルミニウム合金の製造の用に供する溶解炉(同表の2の項に掲げる溶解炉に該当するものに限る。)については、改正後の別表第4の規定は、平成13年12月31日までは適用しない。
- 5 この規則の施行の際現に設置されている改正後の別表第1の9の項に掲げるアルミニウム合金の製造の用に供する溶解炉(設置の工事がされているものを含む。)に係る改正後の別表第4の規定の適用については、同表の第4欄に掲げるばい煙有害物質の量は、平成14年1月1日から平成15年12月31日までの間は20ナノグラム、平成16年1月1日から当分の間は5ナノグラムとする。

附則別表

	施設の種類	ばいじんの量
1	別表第3の3の項に掲げる溶解炉のうち、アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉	0.30グラム

2	別表第3の9の項に掲げる骨材乾燥炉	0.60 グラム
3	別表第3の10の項に掲げる骨材乾燥炉以外の乾燥炉	0.35 グラム
備考		
1 この表に掲げるばいじんの量は、規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量とする。		
2 この表は、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において、1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるばいじんについては適用しない。		
3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。		

附 則(平成14年3月29日規則第22号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の熊本県生活環境保全等に関する条例施行規則第38条及び第39条の規定は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)附則第1条第2号の政令で定める日の前日までは、なお効力を有する。

附 則(平成16年10月1日規則第51号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第29号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日規則第15号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成23年12月28日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第6号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第7号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年7月30日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

(ばい煙発生施設)

	施設	規模
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	伝熱面積(日本産業規格(以下「規格」という。)B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところによる。)が5平方メートル以上10平方メートル未満であること。(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のものを除く。)
2	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉及び電気のみを熱源とするものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下この表において同じ。)が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。)が0.25平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
3	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
4	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
5	乾燥炉	火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、焼却能力が1時間当たり50キログラム以上であるか、炉内容積が0.5立方メートル以上であるか、又は火床面積が0.5平方メートル以上であること。ただし、火格子面積が2平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であるものを除く。
6	廃棄物焼却炉	火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、焼却能力が1時間当たり50キログラム以上であるか、炉内容積が0.5立方メートル以上であるか、又は火床面積が0.5平方メートル以上であること。ただし、火格子面積が2平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であるものを除く。
7	オガライト炭の製造の用に供する炭化炉	全てのもの

8	化学製品及び食料品(食料品の原料を含む。)の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素(塩酸を含む。)反応施設及び塩化水素吸収施設(密閉式のものを除く。)	塩素又は塩化水素ガスを使用するものにあつては、原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム未満であること。ただし、塩酸を使用するものにあつては全てのもの
9	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する溶解炉	火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.25平方メートル以上であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であり、かつ、溶解炉の容量が1トン未満であること。

別表第2(第4条関係)

硫黄酸化物の排出基準に係る地域の区分

	区域	K の 値
1	荒尾市の区域	6.0
2	八代市(坂本町、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町の区域を除く。)、水俣市及び芦北町(大字田浦、大字田浦町、大字小田浦、大字海浦、大字井牟田、大字波多島及び大字横居木の区域に限る。)の区域	11.5
3	熊本市(西区河内町大多尾、河内町面木、河内町河内、河内町白浜、河内町岳、河内町東門寺、河内町野出及び河内町船津、南区会富町、今町、海路口町、内田町、奥古閑町、川口町、護藤町、城南町、白石町、白藤四丁目(平成13年2月25日における護藤町の区域に限る。)、砂原町、銭塘町、土河原町、富合町、中無田町、並建町、畠口町、八分字町、浜口町、孫代町、美登里町及び無田口町並びに北区改寄町、和泉町、植木町、大鳥居町、梶尾町、鹿子木町、釜尾町、北迫町、楠野町、小糸山町、下硯川町、硯川町、太郎迫町、鶴羽田町、鶴羽田一丁目、鶴羽田二丁目、鶴羽田三丁目、鶴羽田四丁目、鶴羽田五丁目、徳王町、徳王一丁目、徳王二丁目、西梶尾町、飛田町、飛田一丁目、飛田二丁目、飛田三丁目、飛田四丁目、万楽寺町、貢町、明德町、四方寄町及び立福寺町の区域を除く。)の区域	14.5
4	1の項から3の項までに掲げる区域以外の区域	17.5

備考 この表の右欄に掲げる数値を適用して算出される第4条第1項の硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算出される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

1 規格 K0103 に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格 Z8808 に定める方法により排出ガスをそれぞれ測定する方法

2	規格 K2301、規格 K2541 又は規格 M8813 に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格 Z8762 又は規格 Z8763 に定める方法その他適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
3	大気汚染防止法施行規則(昭和 46 年/厚生省令/通商産業省令/第 1 号)別表第 1 の備考の 3 の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定する方法

別表第 3

(ばいじんの排出基準)

	施設の種類	ばいじんの量
1	別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料又はガスを専焼させるもの	0.30 グラム
2	別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち前項に掲げるもの以外のもの	0.50 グラム
3	別表第 1 の 2 の項に掲げる溶解炉	0.20 グラム
4	別表第 1 の 3 の項に掲げる加熱炉	0.20 グラム
5	別表第 1 の 4 の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。)のうち土中釜	0.40 グラム
6	別表第 1 の 4 の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。)のうち前項に掲げるもの以外のもの	0.30 グラム
7	別表第 1 の 4 の項に掲げる熔融炉のうちつぼ炉	0.30 グラム
8	別表第 1 の 4 の項に掲げる焼成炉及び熔融炉のうち前 3 項に掲げるもの以外のもの	0.25 グラム
9	別表第 1 の 5 の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉	0.50 グラム
10	別表第 1 の 5 の項に掲げる乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	0.20 グラム
11	別表第 1 の 6 の項に掲げる廃棄物焼却炉	0.50 グラム
12	別表第 1 の 7 の項に掲げる炭化炉	0.60 グラム

備考

1 この表の右欄に掲げるばいじんの量は、次の式(熱源として電気を使用する施設、1 の項及び 2 の項に掲げるボイラー、3 の項に掲げる溶解炉、4 の項に掲げる加熱炉、9 の項に掲げる骨材乾燥炉及び 10 の項に掲げる乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉並びに 12 の項に掲げる炭化炉にあつては、 $C=C_s$ )により算出されたばいじんの量とする。

$$C = ((21 - 0_n) / (21 - 0_s)) \cdot C_s$$

[この式において、C、 $0_n$ 、 $0_s$  及び  $C_s$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量(単位 グラム)

$0_n$  次の表の左欄に掲げる各項の施設について同表の右欄に掲げる値とする。

5 の項、6 の項、7 の項、8 の項	15
9 の項、10 の項	16

11 の項	12
<p>0s 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が 20 パーセントを超える場合にあっては、20 パーセントとする。)(単位 百分率)</p> <p>Cs 規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量(単位 グラム)]</p> <p>2 この表は、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において、1 時間につき合計 6 分間をこえない時間内に排出されるばいじんについては適用しない。</p> <p>3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。</p>	

別表第 4

(ばい煙有害物質の排出基準)

	有害物質の種類	施設の種類の種類	有害物質の量
1	塩素	別表第 1 の 8 の項に掲げる施設	30 ミリグラム
2	塩化水素	別表第 1 の 6 の項に掲げる廃棄物焼却炉	700 ミリグラム
		別表第 1 の 8 の項に掲げる施設	80 ミリグラム
3	ダイオキシン類	別表第 1 の 9 の項に掲げる施設	1 ナノグラム
備考			
<p>1 この表の第 4 欄に掲げるばい煙有害物質の量(備考 2 に規定するものを除く。)は、1 の項に掲げるものにあつては規格 K0106 に定める方法により測定される量として、2 の項に掲げるものにあつては規格 K0107 に定める方法により測定される量として、3 の項に掲げるものにあつてはダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成 11 年総理府令第 67 号)第 2 条第 1 号イ及びロに定める方法により測定され、同令第 3 条に定める方法により換算された量として、それぞれ表示されたものとし、当該ばい煙有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出されるばい煙有害物質(1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。</p> <p>2 この表の 2 の項の第 4 欄に掲げる塩化水素の量(別表第 1 の 6 の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。)は、次の式により算出された塩化水素の量とする。</p> $C = (9 / (21 - 0s)) \cdot Cs$ <p>[この式において、C、0s 及び Cs は、それぞれ次の値を表すものとする。]</p> <p>C 塩化水素の量(単位 ミリグラム)</p> <p>0s 排出ガス中の酸素の濃度(単位 百分率)</p> <p>Cs 規格 K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が 0 度であつて圧力が 1 気圧の状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に換算したものの(単位 ミリグラム)]</p> <p>3 ばい煙有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。</p>			

別表第 5

(大気汚染に係る緊急時)

物質の種類	汚染の状態
いおう酸化物	大気中における含有率の1時間値(次項を除き、以下この表において「1時間値」という。)100万分の0.5以上である大気汚染状態が3時間継続した場合、又は1時間値100万分の0.7以上である大気汚染状態が2時間継続した場合
浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が1立方メートルにつき3.0ミリグラム以上である大気汚染状態が3時間継続した場合
一酸化炭素	1時間値100万分の50以上である大気汚染状態になった場合
二酸化窒素	1時間値100万分の1以上である大気汚染状態になった場合
オキシダント	1時間値100万分の0.4以上である大気汚染状態になった場合
備考	この表に規定する1時間値の算定に関し必要な事項並びに浮遊粒子状物質及びオキシダントの範囲は、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第18条の規定の例による。

別表第6

(粉じん発生施設)

	施設	規模
1	鉱物(コークスを含む。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が330平方メートル以上1,000平方メートル未満であること。
2	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石、セメント又は炭素製品の用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上75キロワット未満であること。ただし、炭素製品の用に供するものにあつては7.5キロワット以上であること。
3	ふるい(鉱物、岩石、セメント又は炭素製品の用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が3.75キロワット以上15キロワット未満であること。ただし、炭素製品の用に供するものにあつては3.75キロワット以上であること。
4	製材の用に供する帯ノコ盤及び丸ノコ盤	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。

別表第7

(粉じん発生施設の構造等に関する基準)

	施設の種類	構造、使用及び管理に関する基準
1	別表第6の1の項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2 散水設備によって散水が行なわれていること。</li> <li>3 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>4 薬液の散布又は表層の締固めが行なわれていること。</li> <li>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
2	別表第6の2及び3の項に掲げる施設	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2 フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>3 散水設備によって散水が行なわれていること。</li> <li>4 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
3	別表第6の4の項に掲げる施設	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>2 フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>3 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>

別表第8

(排水施設)

<p>1 米粉製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 洗米施設</li> <li>(2) 浸漬施設</li> <li>(3) 湿式製粉施設</li> <li>(4) ろ過施設</li> </ol> <p>2 給食の用に供する施設(1日の給食能力が2,000食以上のものに限る。)であって、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 食器洗浄施設</li> </ol>
---

(2) 調理施設

3 チップ製造業の用に供する湿式チップパー

4 塗装水洗ブース施設

5 金属の洗浄及び表面処理施設(酸又はアルカリによるものを除く。)

6 めっき施設(電気めっきによるものを除く。)

7 し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算出した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽で、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例(昭和47年熊本県条例第63号)別表第1に掲げる区域に汚水等を排出するものに限る。)

別表第9 削除

別表第10(第19条関係)

1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上の指定工場に対する水素イオン濃度等の項目に係る排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	160(日間平均120)
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	160(日間平均120)
浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有量 (単位 1リットルにつきミリグラ	5

ム)	
銅含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	5
溶解性鉄含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2
弗素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	15
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	120(日間平均 60)
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	16(日間平均 8)
備考	<p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>3 し尿処理施設のみを排水施設として設置している指定工場から排出される排出水に係る生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の許容限度については、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 平成13年3月31日までに設置された、浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既設単独処理浄化槽を設置する指定工場 120</p>

(日間平均 90)
(2) 平成 20 年 3 月 31 日に現にし尿処理施設を設置している指定工場(前号に掲げる指定工場を除き、同日においてし尿処理施設の設置の工事を行っているものを含む。) 90 (日間平均 60)
(3) 前 2 号の指定工場を除く指定工場 40(日間平均 20)
4 窒素含有量及びりん含有量についての排水基準は、次の各号に掲げる排出水に限り適用する。
(1) 有明海、八代海、羊角湾及び瀬戸内海に流入する公共用水域に排出される排出水
(2) し尿処理施設のみを排水施設として設置している指定工場であって、平成 20 年 3 月 31 日後にし尿処理施設を設置するものから排出される排出水(同日においてし尿処理施設の設置の工事を行っているものを除く。)
5 検定方法は、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法による。

別表第 10 の 2(第 19 条関係)

1 日当たりの平均的な排出水の量が 20 立方メートル以上 50 立方メートル未満の指定工場に対する水素イオン濃度等の項目に係る排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160(日間平均 120)
化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160(日間平均 120)
浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	200(日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	30

大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000
備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。 3 検定方法は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法による。	

別表第11(第23条関係)

騒音に係る特定施設

<p>1 石材切断機</p> <p>2 セメント製品成型機(建設用資材製造機械に限る。)</p> <p>3 木材加工機械</p> <p>(1) 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が0.75キロワット以上15キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75キロワット以上2.25キロワット未満のものに限る。)</p> <p>(2) 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が0.75キロワット以上15キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75キロワット以上2.25キロワット未満のものに限る。)</p> <p>(3) かな盤(原動機の定格出力が0.75キロワット以上2.25キロワット未満のものに限る。)</p> <p>4 鋳型造型機(ジョルト式のものを除く。)</p> <p>5 圧縮機(空気圧縮機にあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上7.5キロワット未満のもの、空気圧縮機以外の圧縮機にあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)</p> <p>6 送風機(原動機の定格出力が2.25キロワット以上7.5キロワット未満のものに限る。)</p> <p>7 クーリングタワー(原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。)</p> <p>8 バーナー(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上のものに限る。)</p> <p>9 脱水機(原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。)</p> <p>10 段ボール製造機械</p>
備考 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第2項に規定する特定工場等に設置される施設を除く。

別表第12(第24条、第32条関係)

騒音の規制基準

区域の区分 時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 10 時まで	午後 10 時から翌日午前 6 時まで
第一種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考

1 デシベルとは、計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。

2 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いるものとする。

3 騒音の測定方法は、規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

4 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次に掲げる区域であって別に定める区域とする。

- (1) 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第二種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (3) 第三種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

(4) 第四種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

### 別表第 13

#### (特定建設作業)

1 コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
2 パワーショベル、バックホウその他これに類する掘削機械を使用する作業(騒音規制法施行令(昭和 43 年政令第 324 号)別表第 2 第 6 号、第 7 号又は第 8 号に規定する作業を除く。)
3 鋼球を使用する作業
備考 この表に掲げる作業のうち、作業を開始した日に当該作業が終わるものは、特定建設作業としない。

### 別表第 14(第 29 条関係)

#### 特定建設作業に係る騒音の基準

1 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと。
2 特定建設作業の騒音が、附表の第 1 号に掲げる区域にあつては午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内、附表の第 2 号に掲げる区域にあつては午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの号本文に掲げる時間(以下この表において「夜間」という。)において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 35 条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合並びに道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
3 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、附表の第 1 号に掲げる区域にあつては 1 日 10 時間、附表の第 2 号に掲げる区域にあつては 1 日 14 時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止す

るため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

4 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

5 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則(昭和40年通商産業省令第51号)第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

#### 備考

1 この表の基準は、第1号の基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について条例第52条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うに当たり、第3号本文の規定にかかわらず、1日における作業時間を同号に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

2 別表第12備考1から3までの規定は、この表に掲げる規制基準について準用する。

#### 附表

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 1 別表第12の備考4に掲げる第一種区域、第二種区域及び第三種区域 |
| 2 別表第12の備考4に掲げる第四種区域              |

#### 別表第15(第30条関係)

##### 特定作業

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1 板金作業(厚さ0.5ミリメートル以上の材料を用いて行う作業に限る。)  |
| 2 製かん作業(厚さ0.5ミリメートル以上の材料を用いて行う作業に限る。) |

3 鉄骨又は橋りょうの組立て作業(建設又は建築の現場作業を除く。)
4 グライNDERによる金属の研磨作業(建設又は建築の現場作業を除く。)
5 高速切断機(研削砥石を使用するものに限る。)による金属の切断作業(建設又は建築の現場作業を除く。)
6 チェーンソーによる木材の切断作業(伐採作業を除く。)
備考 騒音規制法第2条第2項に規定する特定工場等における作業を除く。

別表第16(第35条関係)

音響機器に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
第一種区域	45(50)デシベル	40(45)デシベル	35(40)デシベル
第二種区域	55(60)デシベル	45(50)デシベル	40(45)デシベル
第三種区域	60(65)デシベル	55(60)デシベル	45(50)デシベル
第四種区域	65(70)デシベル	60(65)デシベル	55(60)デシベル
備考	<p>1 この表においてかっこのなかの数値は、宣伝放送に係る音の大きさの許容限度とする。</p> <p>2 別表第12の備考の規定は、この表に掲げる規制基準について準用する。</p> <p>3 この表の規定に係る音の大きさは、当該音源(音源が建築物の内部にあるときはその建築物を音源とみなす。)の周辺の建築物で人が現に起居し又は業務を行っている場所において測定する。ただし、移動放送の場合においては、音源から7メートル地上1.2メートルの位置において測定する。</p>		

別記第1号様式(第7条関係)

[別紙参照]

別記第2号様式(第8条関係)

[別紙参照]

別記第 3 号様式(第 8 条関係)

[別紙参照]

別記第 4 号様式(第 9 条関係)

[別紙参照]

別記第 5 号様式(第 14 条関係)

[別紙参照]

別記第 6 号様式(第 20 条関係)

[別紙参照]

別記第 7 号様式(第 25 条関係)

[別紙参照]

別記第 8 号様式(第 26 条関係)

[別紙参照]

別記第 9 号様式(第 26 条関係)

[別紙参照]

別記第 10 号様式(第 28 条関係)

[別紙参照]

別記第 11 号様式(第 31 条関係)

[別紙参照]

別記第 12 号様式(第 33 条関係)

[別紙参照]

別記第 13 号様式(第 33 条関係)

[別紙参照]

別記第 14 号様式(第 33 条関係)

[別紙参照]

別記第 15 号様式(第 42 条関係)

[別紙参照]

別記第 16 号様式(第 43 条関係)

[別紙参照]